

別記様式（第3条関係）

平成30年度第2回北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会 会議録

日 時	平成31年1月29日（火）18：00～19：30
会 場	市役所4階 4C～4F会議室
出席委員	高山隆二会長、渡部斎副会長、工藤秀次委員、高屋健一郎委員、福島宏幸委員、高嶋真一委員、平川一省委員、河村英俊委員、佐々木一友委員、高橋浩子委員、丸山真嗣典委員、高橋潤一委員
欠席委員	菅原弘恵委員
市出席者	【教育委員会】千葉教育部長、佐藤教育部次長、下野教育総務課長、河合学校教育課長、富田小中一貫教育課長、竹内主査

1 開会

「委員の過半数が出席していることから、委員会が成立していること」を確認し、会議録の署名委員の指名を行った。

2 議事

北広島市立小中学校の適正規模に関する課題等について、事務局から資料に基づき説明を行った。

【説明事項に関する質疑応答】

◆資料 p.1～p.7 質問等なし

◆資料 p.8～12

【A委員】

・教員の不足は、北広島市だけの課題ではない。市町村間で教員の綱引き状態になり、教員が集まるのか。

⇒【事務局補足】市内の比較的小規模な学校の教員状況については、今年度は教科免許を保有している教員がいるものの、教員の配置・異動状況によっては、免許外指導をしなければならない恐れがある。

【B委員】

・学級数で教員数が決まるため、比較的小規模の学校の現状は厳しい。教員数が多いところも數は満たしているが、教科ごとのバランスが難しい。北海道にも免許外指導を避けるように対応を要請しているが、財政上の理由等により難しいようである。

・免許外指導を行う教員は、教えた経験のない教科を教えなければならず、大変だ。また、評価もしなければならず、果たしてそれが適正な評価かどうかのかも分からぬという問題もある。特に中学校の教員数を確保する必要がある。

【A委員】

・学級数が減ることで生徒も大変であるが、教員も大変であることが分かった。ある程度これを回避していくかなければならない。

・西部中学校の教員定数推計の減り方が目立っているが、この要因はなにか。

⇒【事務局回答】西部中学校区は新たな住宅地などの造成がないこと、小学校では単学級の学

平成 30 年度第 2 回北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会 会議録

年があり、その世代が進学することによって、中学校の学級数が減っていくことによるものである。

◆資料 p.13

【事務局補足】

- ・北広島市近隣の高校普通科は、1 学年 4~8 学級の編制となっている。

◆資料 p.14

【事務局補足説明】

- ・統合前の緑陽小は、最低人数が 1 学級 9 人だった。
- ・現在、団体競技では、広葉中学校と緑陽中学校のサッカーチームが合同で部活動を行っている。

【C 委員】

- ・自分は、大規模校に通っていたが、現在の西部中などは C-S などがあり、温かい雰囲気で恵まれているように思うところもある。ただ、具体的な教員数を見ていくと、免許や多様な意見との接觸といった点で現実的な課題があることが分かった。適正な規模というものを考えいかなければならない。

◆その他

【事務局補足】

- ・児童生徒数が減って、学校数が減らない場合の学校の予算について、予算は減る可能性があるが、急減に対しては、一定の手当がある。

【D 委員】

- ・教員数が少なくなっていることで、教科部会が機能しない。教員数が少なければ、テストや授業交流ができない。少ないところは、1 教科につき教員 1 人の状態となり、教員同士の切磋琢磨ができず、指導力向上の機会が少なくなる。結果として子ども達の学力向上に結びつかない。
- ・小規模化による生徒の向上心の低下に課題があるが、地域は、学校が昔の状態に戻るだけだという意識で、あまり危機感がない。小中学校を廊下で接続するなどの残り方は考えられる。

【E 委員】

- ・団地地区と東部地区の学校のあり方はどうなのか。

⇒ 【事務局回答】

- ・まずは、ものさしとしての学校の標準規模を検討していく必要性があり、具体論はその後の話になる。標準規模を下回ったからといって即統合という話にはならず、その学校の児童生徒や地域の特性など総合的に判断していくことになる。

平成30年度第2回北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会 会議録

【E委員】

- ・美術や家庭科などの教科は、学校間で巡回して指導するようなことも可能なのかな。

⇒【事務局回答】

- ・例えば、現在、技術の教員が西部中学校、広葉中学校、陽香分校を巡回して指導している。ただ、児童生徒の把握や評価を行うときの立場の整理等の課題がある。また、これは加配措置なので、加配がなくなれば、実施できることになる。

【E委員】

- ・通学距離の目安が小学校4km以下、中学校6km以下であることが示されているが、市内・道でそのような場所はあるのか。

⇒【事務局回答】

- ・市内では資料にあるように全ての地区が目安圏内に収まっている。また、市街地はおおむね2km前後になっている。国が提示する目安では、スクールバスで1時間以内というのも示されており、道内においては、目安距離よりも遠くから通学している子ども達もいる。

【F委員】

- ・西の里小学校のスクール便はどのように運行しているのか。

⇒【事務局回答】

- ・路線バス会社に協力してもらっている。朝は3便、帰りは曜日によって異なるが、およそ4便を運行してもらっている。小学校の敷地内までバスが入ることができないため、国道(274)沿いの停留所を利用している。

3 その他（次回以降の予定など）

事務局より説明を行った。

4 閉会

会議録署名委員

高橋 浩子